

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画

「新さんかくプラン」の数値目標 及び成果指標に係る現状値 (平成19年度)

～性別にかかわらず、住みよいまち、住みたいまちを目指して～

平成20年3月

岡山市市民局男女共同参画課

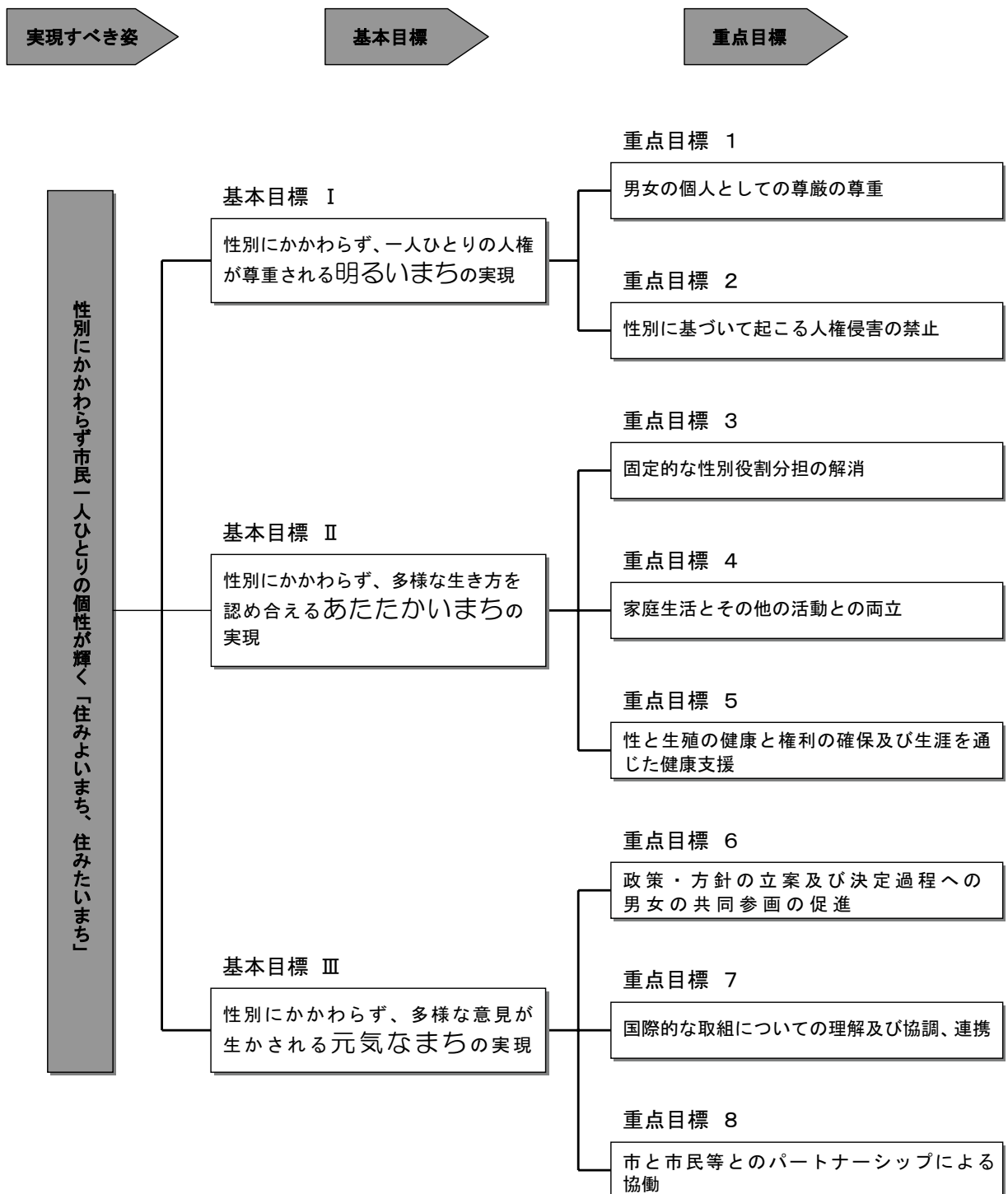
目 次

新さんかくプランの目標別の体系	・・・ 1
プランの効き目を測る	・・・ 2
身近な指標が映す“さんかく都市”(平成19年度現状値) ～性別にかかわらず、住みよいまち、住みたいまちの視点から～	・・・ 5
平成18年度に実施した主な施策	・・・ 17
参考資料	・・・ 36
岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例	
岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画「新さんかくプラン」のあらまし	

凡 例

「さんかく条例」	= 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例 (平成13年6月制定。同年10月一部施行、平成14年4月全部施行)
「さんかくプラン」	= 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画 (平成14年3月策定。計画期間は平成14年度からの5年間)
「新さんかくプラン」	= 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画 (平成19年3月策定。計画期間は平成19年度からの5年間)
「さんかく岡山」	= 岡山市男女共同参画社会推進センター (平成12年4月オープン)
「さんかくウィーク」	= 岡山市男女共同参画推進週間 (「さんかく条例」により設置。6月21日～27日までの一週間)

I 新さんかくプランの目標別の体系



プランの効き目を測る

1 プランの効き目を測って市民と市政のかけ橋に

行政の取組だけでは、政策を実現することはできません。とりわけ、男女共同参画社会の実現は、市民一人ひとりが理解を深め、市民の皆さんをはじめ、地域団体やNPO、企業など地域の多様な主体による主体的な活動と協働した取組を進めることが不可欠です。

こうしたパートナーシップによる取組を推進していくためには、政策の内容や方向性、目標など自治の基本となる事項について、それぞれの主体が共通の理解と認識を持つことが必要です。

そこで、「新さんかくプラン」では、「さんかくプラン」に引き続き、身近な指標を使って男女共同参画社会の進展の度合いをわかりやすく示すとともに、その情報を市民の皆さんに提供することで、男女共同参画社会の実現に向けた取組への市民参加の促進をめざしています。

2 「何をしたか」から「どんな成果が得られたか」へ

「新さんかくプラン」に基づいて、市民・事業者・市の行うさまざまな取組が、市民生活の中にどのように浸透し、成果として現れたのかを見るために、活動量や活動実績を測る指標（数値目標）だけでなく、どんな成果が生み出されたかを測る指標（成果指標）を設定しています。（3～4ページを参照）

平成19年度に数値目標と成果指標の現状値調査を行い、平成20年度から、これらをもとに公開を前提とした評価を行います。

数値目標及び成果指標一覧

新さんかくプランでは、数値目標と成果指標を設定しています。

数値目標は行政が事業を行う上で目標とする数値のことで、成果指標は男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安となるものです。

成果指標の数値は、全ての取組の効果だけでなく、社会情勢によっても変動するため、目標とする数値は設けずに、望ましい方向を示しています。（平成19年度に現状値の抽出を行います。）

施策の実施状況、数値目標及び成果指標を使って、公開を前提とした評価を平成20年度から毎年行います。

数値目標一覧

基本目標	重点目標	数値目標		目標値 (H17現状値 H23目標値)	
性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重される明るいまちの実現	1 男女の個人としての 尊厳の尊重	A	小中学校において男女平等の内容を含んだ授業を実施したクラスの割合	(18年度実施予定) 小・83.1% 中・75.1%	100% 100%
		B	「さんかくカレッジ」修了生の講師登用人数	0人	15人
	2 性別に基づいて起こる 人権侵害の禁止	C	市の実施するDV防止啓発講座の受講者数	109人	毎年 500人 以上
		D	市の実施する事業者へのセクハラ研修出前講座の事業者数・受講者数	1事業者 25人	毎年 10事業者 500人 以上
性別にかかわらず、多様な生き方を認め合えるあたたかいまちの実現	3 固定的な性別役割 分担の解消	E	市の実施する固定的な役割分担を解消するための啓発講座の受講者数*1	5,744人	毎年 6,000人 以上
	4 家庭生活とその他の 活動との両立	F	保育園の待機児童解消期間	12ヶ月	12ヶ月
	5 性と生殖の健康と 権利の確保及び 生涯を通じた健康支援	G	市の実施する性に関する出前講座の受講者数	17,053人	毎年 17,000人 以上
性別にかかわらず、多様な意見が生かされる元気なまちの実現	6 政策・方針の立案及び 決定過程への男女の 共同参画の促進	H	市の審議会の女性委員の割合	33.2%	40%
		I	市の女性管理職の割合*2	6.7%	8%
	7 国際的な取組に ついての理解 及び協調・連携	J	市の実施する世界の男女共同参画の取組状況を紹介した講座・研修の受講者数	162人	毎年 200人 以上
	8 市と市民等との パートナーシップ による協働	K	「さんかくウィーク」への参加者数	2,323人	毎年 2,500人 以上
L		「さんかくウィーク」へのさんかく岡山登録団体の参加率	21.1%	50%	

*1 啓発講座の受講者数：「さんかくウィーク」の行事として開催される啓発講座の受講者数を含む。

*2 市の女性管理職の割合：ここでいう管理職とは教育職を除く課長相当職以上の職員を指す。

成果指標一覧

基本目標	重点目標	成果の指標	定義	方向性
性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重される明るいまちの実現	1 男女の個人としての尊厳の尊重	A 小中学生の男女平等感	学校生活で男女が平等に扱われていると感じる児童・生徒の割合	↗
		B 「男女共同参画社会」という言葉の認知度	「男女共同参画社会」という言葉の意味を知っている人の割合	↗
	2 性別に基づいて起こる人権侵害の禁止	C 公的相談機関の周知度	市内にあるDVの専門的な相談機関（市男女共同参画相談支援センター・女性相談所・ウィズセンター）を知っている人の割合	↗
		D DVに対する認知度	夫婦間において「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」行為は、犯罪となりうる重大な人権侵害行為であると認識する人の割合	↗
		E 職場におけるセクハラへの対応度	職場でセクハラが発生した場合の相談体制や対応マニュアルがある事業者の割合	↗
性別にかかわらず、多様な生き方を認め合えるあたたかいまちの実現	3 固定的な性別役割分担の解消	F 性別による固定的役割分担意識の解消度	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	↗
		G 男性の家事分担割合	男性が担っている家事の割合	↗
		H 事業者における固定的役割分担の解消度	来客があった際に、男性社員も女性社員もお茶を出す事業者の割合	↗
	4 家庭生活とその他の活動との両立	I 父親の育児参加率	3歳児の父親が育児に参加している割合	↗
		J 仕事・家事以外の活動の充実度	仕事と家事を離れたところで属するグループ（趣味のグループやNPOなど）がある人の割合	↗
		K 育児・介護休暇制度の事業者における理解度	育児・介護休暇を取りやすい雰囲気が職場にあると思う人の割合	↗
	5 性と生殖の健康と権利の確保及び生涯を通じた健康支援	L 性に関する相談の充実度	性についての悩みを相談できる大人を身近に持つ中学生の割合	↗
		M 健康診断の受診率	過去1年間に健康診断を受診した人の割合	↗
	性別にかかわらず、多様な意見が生かされる元気なまちの実現	6 政策・方針の立案及び決定過程への男女の共同参画の促進	N 女性の単位町内会長の割合	単位町内会長に占める女性の割合
O 女性のPTA会長の割合			市内の小学校・中学校のPTA会長のうち、女性の会長の占める割合	↗
7 国際的な取組についての理解及び協調・連携		P 「ジェンダー」という言葉の認知度	「ジェンダー」という言葉の意味を知っている人の割合	↗
		Q 日本人とつきあいをしている外国人の割合	となり近所や地域の日本人とつきあいをしている外国人の割合	↗
8 市と市民等とのパートナーシップによる協働		R 「さんかくウィーク」の認知度	「さんかくウィーク」の行事へ参加したことがある、または「さんかくウィーク」を知っている人の割合	↗
	S 「さんかく岡山」の認知度	「さんかく岡山」を利用したことがある、または知っている人の割合	↗	

身近な指標が映す “ さんかく都市 ”

(平成 1 9 年度現状値)

～ 性別にかかわらず、住みよいまち、住みたいまちの視点から ～

重点目標 1 男女の個人としての尊厳の尊重

成果指標の現状値

指標A 小中学生の男女平等感

▶指標の定義 = 学校生活で男女が平等に扱われていると感じる児童・生徒の割合

平成19年度現状値 小学生 67.2% 中学生 67.2%

平成19年度現状値の説明

- ・平成19年10月に、全ての市立小中学校において小学5年生1クラスの生徒（計2,505名）と中学2年生1クラスの生徒（計1,152名）を対象にアンケート調査を実施。
- ・学校生活の中で男女が「平等にあつかわれていると思う」または「どちらかといえば平等にあつかわれていると思う」と答えた児童・生徒の割合です。
- ・小学5年生で「平等にあつかわれていると思う」（18.2%）または「どちらかといえば平等にあつかわれていると思う」（49.0%）と答えた児童の割合は、67.2%です。
- ・中学2年生で「平等にあつかわれていると思う」（18.0%）または「どちらかといえば平等にあつかわれていると思う」（49.2%）と答えた生徒の割合は、67.2%です。

指標B 「男女共同参画社会」という言葉の認知度

▶指標の定義 = 「男女共同参画社会¹」という言葉の意味を知っている人の割合

- 1 男女共同参画社会とは、「男性も女性も、性別にかかわらず社会のあらゆる分野の活動に参画して、個性や能力が十分に生かされる社会」のこと。

平成19年度現状値 40.7%

平成19年度現状値の説明

- ・平成19年10月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民700人を対象にアンケート調査を実施。
- ・男女共同参画社会について 1の説明より「もっと詳しい内容を知っている」または「おおむねこの程度は知っている」と答えた人の割合(40.7%)です。
- ・参考までに、「言葉ぐらいは知っている」と答えた人の割合は39.7%です。

数値目標の現状値

目標A 小中学校において男女平等の内容を含んだ授業を実施したクラスの割合

平成19年度現状値 小学校 96.0% 中学校 97.2%

平成19年度現状値の説明

- ・平成18年度中に全ての市立小中学校の全クラス（小学校92校の1,260クラス、中学校37校の536クラス）で、男女平等の内容を含んだ授業を実施した割合です。

目標B 「さんかくカレッジ」修了生の講師登用人数

平成19年度現状値 4人

平成19年度現状値の説明

- ・平成18年度中に市が実施した事業で、さんかくカレッジ（岡山市男女共同参画大学）の修了生が講師を務めた人数です。

重点目標2 性別に基づいて起こる人権侵害の禁止

成果指標の現状値

指標C 公的相談機関の周知度

- ▶指標の定義 = 市内にあるDVの専門的な相談機関(市男女共同参画相談支援センター・女性相談所・ウィズセンター)を知っている人の割合

平成19年度現状値 30.0%

平成19年度現状値の説明

- ・平成19年10月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民700人を対象にアンケート調査を実施。
- ・市内にあるDVについての専門的な相談機関を1つ以上知っていると感じた人の割合(30.0%)です。

指標D DVに対する認識度

- ▶指標の定義 = 夫婦間において「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」行為は、犯罪となりうる重大な人権侵害行為であると認識する人の割合

平成19年度現状値 平手で打つ 84.3%
なぐるふりをして、おどす 81.9%

平成19年度現状値の説明

- ・平成19年10月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民700人を対象にアンケート調査を実施。
- ・配偶者を平手で打つ行為は、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(48.2%)または「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(36.1%)と答えた人の割合(84.3%)です。男女別に見ると、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(男性45.5%、女性50.3%)、「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(男性37.4%、女性35.7%)です。
- ・なぐるふりをして配偶者をおどす行為は、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(47.5%)または「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(34.4%)と答えた人の割合(81.9%)です。男女別に見ると、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(男性40.7%、女性52.6%)、「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(男性38.2%、女性32.2%)です。

指標E 職場におけるセクハラへの対応度

- ▶指標の定義 = 職場でセクハラが発生した場合の相談体制や対応マニュアルがある事業者の割合

平成19年度現状値 80.0%

平成19年度現状値の説明

- ・平成19年8月に公正採用選考人権啓発推進員研修に参加した事業所にアンケート調査を実施。

- ・セクハラが発生した場合に、何らかの対応ができる相談体制や対応マニュアルがあると回答した事業者の割合(80.0%)です。内訳は、「相談体制と対応マニュアルが両方ともある」(46.3%)、「相談体制だけある」(31.4%)、「対応マニュアルだけある」(2.2%)です。

数値目標の現状値

目標C 市の実施するDV防止啓発講座の受講者数

平成19年度現状値 198人

平成19年度現状値の説明

- ・平成18年度中に市が実施したDV防止啓発講座の受講者総数です。

目標D 市の実施する事業者へのセクハラ研修出前講座の事業者数・受講者数

平成19年度現状値 2事業者 受講者数170人

平成19年度現状値の説明

- ・平成18年度中に市が実施した事業者へのセクハラ研修出前講座の事業者数及びその受講者総数です。

重点目標3 固定的な性別役割分担の解消

成果指標の現状値

指標F 性別による固定的役割分担意識の解消度

▶指標の定義 = 「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合

平成19年度現状値 58.6%

平成19年度現状値の説明

- ・平成19年10月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民700人を対象にアンケート調査を実施。
- ・「男は外で働くもの、女は家庭を守るものだ」という考え方について「そう思わない」(37.7%)又は「どちらかといえばそう思わない」(20.9%)と答えた人の割合です。男女別に見ると、「そう思わない」(男性32.8%、女性42.1%)、「どちらかといえばそう思わない」(男性26.2%、女性17.5%)です。

指標G 男性の家事分担割合

▶指標の定義 = 男性が担っている家事の割合

平成19年度現状値 平均24.7%

平成19年度現状値の説明

- ・平成19年10月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民700人を対象にアンケート調査を実施。
- ・家庭で男性が担当している家事(炊事、掃除、洗濯、買い物、家事雑事)の割合について、0%から100%までの間の10%刻みの数字のうちで最も近い数字を答えてもらいました。
- ・割合別の内訳は、0割(8.1%)、1割(22.6%)、2割(17.9%)、3割(17.9%)、4割(5.4%)、5割(8.4%)、6割(1.4%)、7割(0.7%)、8割(1.4%)、9割(0.3%)、10割(0.7%)となっています。ただし、男性のみの家庭及び男性がいない家庭は除いています。

指標H 事業者における固定的役割分担の解消度

▶指標の定義 = 来客があった際に、男性社員も女性社員もお茶を出す事業者の割合

平成19年度現状値 32.4%

平成19年度現状値の説明

- ・平成19年8月に公正採用選考人権啓発推進員研修に参加した事業所にアンケート調査を実施。
- ・来客などでお茶を出す場合に、男性社員も女性社員もお茶くみをしていると回答した事業者の割合(32.4%)です。

数値目標の現状値

目標E 市の実施する固定的な役割分担を解消するための啓発講座の受講者数

平成19年度現状値 5,914人

平成19年度現状値の説明

- ・平成18年度中に市が実施した固定的な役割分担を解消するための啓発講座の受講者総数です。
- ・「さんかくウィーク」の行事として開催される啓発講座の受講者数を含みます。

重点目標 4 家庭生活とその他の活動との両立

成果指標の現状値

指標 I 父親の育児参加率

▶ 指標の定義 = 3歳児の父親が育児に参加している割合

平成19年度現状値 88.5%

平成19年度現状値の説明

- ・平成18年度中の3歳児健康診査受診時の診査票に、父親が育児に参加していると回答した人の割合(88.5%)です。

指標 J 仕事・家事以外の活動の充実度

▶ 指標の定義 = 仕事と家事を離れたところで属するグループ(趣味のグループやNPOなど)がある人の割合

平成19年度現状値 41.0%

平成19年度現状値の説明

- ・平成19年10月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民700人を対象にアンケート調査を実施。
- ・仕事と家事を離れたところで属するグループ(趣味のグループやNPOなど)があると回答した人の割合(41.0%)です。男女別に見ると、男性は32.5%、女性は47.1%です。

指標 K 育児・介護休暇制度の事業者における理解度

▶ 指標の定義 = 育児・介護休暇制度を取りやすい雰囲気が職場にあると思う人の割合

平成19年度現状値 23.1%

平成19年度現状値の説明

- ・平成19年10月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民700人を対象にアンケート調査を実施。
- ・仕事を持っている人のうち、育児や介護のための休暇を「男女とも取りやすい雰囲気がある」と回答した人の割合(23.1%)です。

数値目標の現状値

目標 F 保育園の待機児童解消期間

平成19年度現状値 12ヶ月

平成19年度現状値の説明

- ・平成18年度中において保育園の待機児童がゼロであった期間(12ヶ月)です。

重点目標 5 性と生殖の健康と権利の確保及び生涯を通じた健康支援

成果指標の現状値

指標 L 性に関する相談の充実度

▶指標の定義 = 性についての悩みを相談できる大人を身近に持つ中学生の割合

平成19年度現状値 44.8%

平成19年度現状値の説明

- ・平成19年10月に、全ての市立中学校において2学年の1クラスの生徒(計1,152名)を対象にアンケート調査を実施。
- ・(自分の身近に)性についての悩みを相談できる大人が「いる」と答えた生徒の割合(44.8%)です。
- ・男女別に見ると、「いる」と答えた男子生徒の割合は36.2%、女子生徒の割合は54.4%となっています。

指標 M 健康診断の受診率

▶指標の定義 = 過去1年間に健康診断を受診した人の割合

平成19年度現状値 77.7%

平成19年度現状値の説明

- ・平成19年10月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民700人を対象にアンケート調査を実施。
- ・最近の1年間に健康診断を受けたと回答した人の割合(77.7%)です。
- ・男女別に見ると、男性は79.3%、女性は76.3%です。
- ・関連して、女性のうち乳がん検診を受けたと回答した人は36.6%、子宮がん検診を受けたと回答した人は40.7%となっています。また、男性のうち前立腺がん検診を受けたと回答した人の割合は14.5%となっています。

数値目標の現状値

目標 G 市の実施する性に関する出前講座の受講者数

平成19年度現状値 16,610人

平成19年度現状値の説明

- ・平成18年度中に市が実施した性に関する出前講座の受講者総数です。

重点目標6 政策・方針の立案及び決定過程 への男女の共同参画の促進

成果指標の現状値

指標N 女性の単位町内会長の割合

▶指標の定義 = 単位町内会長に占める女性の割合

平成19年度現状値 3.5%

平成19年度現状値の説明

- ・平成19年4月1日現在のすべての単位町内会(1,588)における女性の単位町内会長の割合(3.5%)です。

指標O 女性のPTA会長の割合

▶指標の定義 = 市内の小学校・中学校のPTA会長のうち、女性の会長の占める割合

平成19年度現状値 7.8%

平成19年度現状値の説明

- ・平成19年度において、市立の全ての小・中学校(129校)のPTA会長のうちで、女性が占める割合(7.8%)です。
- ・内訳は、小学校で6.5%(6校)、中学校で10.8%(4校)となっています。

数値目標の現状値

目標H 市の審議会の女性委員の割合

平成19年度現状値 35.7%

平成19年度現状値の説明

- ・平成19年4月1日現在における女性委員の割合(35.7%)です。
- ・対象となる審議会等は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき市が設置した全ての附属機関(計56)です。(総合政策審議会、教育行政審議会及び水道事業審議会、総合政策審議会の各部会、の各専門委員会、法令に基づく審議会等)

目標I 市の女性管理職の割合

平成19年度現状値 6.1%

平成19年度現状値の説明

- ・平成19年4月1日現在において、管理職職員(教育職を除く課長相当職以上)445人のうちで、女性が占める割合(6.1%)です。

重点目標7 国際的な取組についての理解及び協調、連携

成果指標の現状値

指標P 「ジェンダー」という言葉の認知度

- ▶指標の定義 = 「ジェンダー¹」という言葉の意味を知っている人の割合
- 1 ジェンダーは、国連などの国際会議でも使われ、世界的にも広く認められている言葉。生物学的性別（セックス / sex）に対して、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「女性像」「男性像」があり、このような女性、男性の別のこと。

平成19年度現状値 20.5%

平成19年度現状値の説明

- ・平成19年10月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民700人を対象にアンケート調査を実施。
- ・ジェンダーについて 1の説明より「もっと詳しい内容を知っている」または「おおむねこの程度は知っている」と答えた人の割合(20.5%)です。
- ・参考までに、「言葉ぐらいは知っている」と答えた人の割合は25.8%です。

指標Q 日本人とつきあいをしている外国人の割合

- ▶指標の定義 = とおり近所や地域の日本人とつきあいをしている外国人の割合

平成19年度現状値

あいさつをする人がいる	<u>86.9%</u>
家に招いたり、招かれたりする人がいる	<u>49.4%</u>
困ったとき相談する人がいる	<u>67.1%</u>

平成19年度現状値の説明

- ・平成19年9月に、外国人登録原票から無作為抽出した外国人市民400人を対象にアンケート調査を実施。
- ・隣近所や地域の日本人とのつきあいについて、「あいさつをする人がいる」と答えた人の割合(86.9%)です。
- ・隣近所や地域の日本人とのつきあいについて、「家に招いたり、招かれたりする人がいる」と答えた人の割合(49.4%)です。
- ・隣近所や地域の日本人とのつきあいについて、「困ったとき相談する人がいる」と答えた人の割合(67.1%)です。

数値目標の現状値

【目標J】 市の実施する世界の男女共同参画の取組状況を紹介した講座・研修の受講者数

平成19年度現状値 353人

平成19年度現状値の説明

- ・平成18年度中に市が実施した世界の男女共同参画の取組状況を紹介した講座・研修の受講者総数です。

重点目標 8 市と市民等とのパートナーシップによる協働

成果指標の現状値

指標 R 「さんかくウィーク」の認知度

- ▶ 指標の定義 = 「さんかくウィーク」の行事へ参加したことがある、または「さんかくウィーク」を知っている人の割合

平成19年度現状値 29.7%

平成19年度現状値の説明

- ・平成19年10月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民700人を対象にアンケート調査を実施。
- ・さんかくウィークについて、「行事に参加したことがある」または「知っているが行事に参加したことはない」と答えた人の割合(29.7%)です。
- ・さんかくウィークは、市民公募による男女共同参画推進週間の愛称です。

指標 S 「さんかく岡山」の認知度

- ▶ 指標の定義 = 「さんかく岡山」を利用したことがある、または知っている人の割合

平成19年度現状値 32.9%

平成19年度現状値の説明

- ・平成19年10月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民700人を対象にアンケート調査を実施。
- ・さんかく岡山について、「利用したことがある」または「知っているが利用したことはない」と答えた人の割合(32.9%)です。

数値目標の現状値

目標 K 「さんかくウィーク」への参加者数

平成19年度現状値 2,406人

平成19年度現状値の説明

- ・さんかくウィーク2006（平成18年度市男女共同参画推進週間）中の行事への参加者総数です。

目標 L 「さんかくウィーク」へのさんかく岡山登録団体の参加率

平成19年度現状値 22.4%

平成19年度現状値の説明

- ・「さんかく岡山」の登録団体(143団体)のうちで、平成18年度の「さんかくウィーク」において、その実行委員会メンバー又はワークショップの主催者等として参加した団体の割合(22.4%)です。

平成 1 8 年度に実施した主な施策

重点目標1

施策の方向性	具体的施策	平成18年度に実施した主な施策	担当課
	<p>学校教育全体を通じた指導の充実等</p>	<p>男女平等に関する意識調査 【内容】さんかくプランの目標達成度を測るため、中学生を対象に男女平等に関する意識調査を実施 【対象/実施日】市立中学校35校の各学年1クラスずつの生徒/12月</p> <p>男女平等教育担当者研修会 【内容】学校における男女平等教育の推進についての講演・演習 【実施日/場所】10月24日(幼小中合同講演会)、11月6日(幼稚園研修会)、11月16日(中学校研修会)/岡山ふれあいセンター 【対象/参加人数】市立幼稚園・小中学校男女平等教育担当者/約150人</p> <p>男女平等教育に関する調査 【内容】学校の実態把握と教職員の男女平等意識の高揚のため、男女平等教育に関するアンケート調査を実施 【対象/実施日】市立幼稚園・小中学校/9月</p> <p>視聴覚教材の購入、貸出 【内容】幼稚園・小学校・中学校等にVTRの貸出しを行い、男女平等・相互理解・協力等につて理解を深め、これらの教育の充実に資する。 【実績】男女共同参画をテーマに含む作品の年間利用件数93件/新規購入3本</p>	指導課
男女平等を推進する教育・学習	<p>男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進</p> <p>男女共同参画に関する学習機会の提供</p>	<p>家庭教育にかかわる親の学習グループへの支援 【内容】家庭と地域の教育力の一層の活性化を図り、子育てに関する実践的で継続的な活動を行う。 【対象/期間/場所】小学校PTA他 29グループ(会員1,131人)/6月~2月(年5回以上)/小学校、公民館、コミュニティハウス</p> <p>公民館重点主催講座、「さんかくウィーク」参加行事 【内容】各公民館において、男女共同参画をテーマにした主催講座を実施。全34館において65講座を開設。 【対象/参加人数】市民一般/4,516人</p> <p>PTA人権教育講座 【内容】各学校園でPTAが主催する人権教育研修会において、男女共同参画をテーマにした研修会を実施。 【実績】6校園、285人</p> <p>公民館高齢者講座 【内容】公民館主催の高齢者講座において、男女共同参画をテーマにした講座を実施。 【実績】11館、382人</p>	<p>こども福祉課</p> <p>公民館</p> <p>人権同和教育室</p> <p>人権同和教育室・公民館</p> <p>総合教育センター</p> <p>総合教育センター</p>
教職員の男女共同参画に関する理解の促進		<p>10年経験者研修講座 【内容/講師】講話・協議「男女共同参画社会の実現に向けて」の開催/男女共同参画課職員 【実施日/場所】12月25日/岡山ふれあいセンター 【対象/参加人数】市立学校教職員/31人</p> <p>新任教務主任研修講座 【内容/講師】講話・協議「男女共同参画社会の実現に向けて」の開催/男女共同参画課職員 【日時/場所】11月21日/岡山ふれあいセンター 【対象/参加人数】市立学校教職員/30人</p> <p>校園内人権教育研修会 【内容】各学校園の教職員人権研修において、男女共同参画をテーマにした研修を実施。 【実績】幼稚園1園(1回)/小学校8校(9回)/中学校4校(4回)</p> <p>中学校区教職員人権教育研修会 【内容】中学校区の保育園、幼稚園、小学校、中学校の教職員の交流研修において男女共同参画をテーマにした研修を実施。 【実績】3中学校区、3回、187人</p>	<p>人権同和教育室</p> <p>人権同和教育室</p> <p>人権同和教育室・公民館</p> <p>総合教育センター</p> <p>総合教育センター</p> <p>人権同和教育室</p> <p>人権同和教育室</p>

重点目標1

施策の方向性	具体的施策	平成18年度に実施した主な施策	担当課
<p>社会教育関係者の男女共同参画に関する理解の促進</p> <p>市職員の男女共同参画に関する理解の促進</p> <p>男女平等を推進する教育・学習の地域リーダーとデータベース化</p>	<p>公民館職員研修</p> <p>【内容】岡山市公民館職員のための「男女共同参画講座開設ノウハウ」研修セミナーを実施。</p> <p>【実績】4回、のべ60人</p> <p>基本研修への男女共同参画研修の導入</p> <p>【内容】男女共同参画をメインテーマとする研修を階層別研修で実施</p> <p>【受講者】新任課長級職員(35人)、主任級職員(162人)、上級(50人)、初級(63人)、新規採用職員(68人)</p> <p>さんかくカレッジ</p> <p>【内容】男女共同参画社会の実現のために地域・家庭・職場・社会で活躍できる人材を育成</p> <p>【コース】基礎コース(2公民館、各12講座) 専門コース 専門基礎講座(年間3日、9講座) 専門応用講座(年間3日、4講座)</p> <p>【実績】基礎コース131人受講 専門コース 23人修了 のべ11人受講</p> <p>生涯学習支援システム</p> <p>【内容】マナビネット岡山への指導者・講師・学校支援ボランティアの人材の登録を行い、生涯学習に関する情報を発信して、市民への幅広い生涯学習活動を支援する。</p> <p>【実績】登録者792人(H19.3末)</p>	<p>市広報紙「市民のひろばおかやま」への掲載</p> <p>【内容】毎月発行、全世帯配布</p> <p>【特集等】4月号「男女共同参画社会形成の促進に関する事業者表彰の推薦」(2/5頁) 6月号「さんかくウィーク2006」(2頁)</p> <p>「日本女性会議2006ものせき参加者募集」(1/5頁) 11月号「さんかくウィーク2007実行委員(公募分)募集(1/5頁)</p> <p>「新さんかくプラン(素案)に対するパブリック・コメント募集」(1/3頁) 1月号「新さんかくプラン(素案)公聴会の参加者募集」(1/3頁) 2月号「さんかくウィーク2007」広報用イラスト募集(1/3頁)</p> <p>【施設ガイド】4月号～3月号「さんかく岡山」…のべ約4.3頁</p> <p>【掲載の実績】合計のべ約8.1頁分</p> <p>市政テレビ「情報かわらばん」「いきいきおかやま」(CATV Oniビジョン)の放送</p> <p>【内容】市政の動向・行事・課題などを文字放送形式(文字とナレーション/週替わりの5分番組を毎日3回放送)とアナウンサーとの対話形式(半月替わりの10分番組を毎日3回放送)で放送。</p> <p>【題目/放送日】対話形式 さんかくウィーク2006/6月1日～6月15日 新さんかくプラン意見募集/1月1日～1月15日 文字放送形式 さんかくウィーク2007公募委員募集/11月6日～11月12日 新さんかくプラン(素案)に対するパブリックコメント募集/12月8日～12月24日 さんかくウィーク2007イラスト募集/2月12日～2月18日</p> <p>市政テレビ「おかやま市民スクエア」(岡山放送)の放送</p> <p>【内容】市政の動向・行事・課題などをENGまたはスタジオ構成により政策・放送。</p> <p>【題目】「さんかくウィーク2006」</p> <p>【放送日】7月8日(土)10時45分～11時 7月16日(日)6時45分～7時</p> <p>市政ラジオ「岡山くらしと市政」(山陽放送)</p> <p>【内容】市の動向・行事・課題などをラジオ放送で広報。アナウンサーが秘書広報室作成の原稿を読むナレーション形式と、担当者が電話でインタビュアーを受け出る出演形式の二形態。</p> <p>【題目(形態)/放送日】男女共同参画社会の形成の促進に関する事業者表彰の推薦(ナレーション形式)/4月21日 さんかくウィーク2006(出演形式)/6月9日 さんかくウィーク2007公募実行委員の募集(ナレーション形式)/11月3日 さんかくウィーク2007実行委員公募分募集(出演形式)/11月10日 新さんかくプラン(素案)に対するパブリックコメント募集(出演形式)/12月22日 新さんかくプラン(素案)に対する公聴会参加者募集/1月22日 さんかくウィーク2007イラスト募集(ナレーション形式)/2月16日 男女共同参画社会の形成の促進に関する事業者推薦(ナレーション形式)/3月30日</p>	<p>公民館・男女共同参画課</p>
<p>女性の権利等に関する法令や条約の周知</p>	<p>法令や条約の周知</p>	<p>生涯学習課</p> <p>秘書広報室・男女共同参画課</p> <p>秘書広報室・男女共同参画課</p> <p>秘書広報室・男女共同参画課</p> <p>秘書広報室・男女共同参画課</p>	<p>秘書広報室・男女共同参画課</p>

重点目標1

施策の方向性	具体的施策	平成一八年度に実施した主な施策	担当課
女性の権利等に関する法令や条約の周知	法令や条約の周知	<p>市政ラジオ「シティインフオメーションスクエア」(岡山シティエフエム)</p> <p>【内容】市政の動向・行事・課題などを市の担当者が出演してパーソナリティとの対話形式で放送。毎週月曜～金曜18時45分～19時</p> <p>【題目/放送日】男女共同参画社会の形成の促進に関する事業者表彰/4月10日 日本女性会議2006下関会議参加者募集/6月5日</p> <p>さんかくウィーク2006/6月14日 さんかくカレッジ/9月6日 DVに悩む女性のための無料相談他/10月13日 新さんかくプラン(素案)に対するパブリックコメント募集/12月25日 新さんかくプラン公聴会参加者募集/12月25日 さんかくウィーク2007広報用イラスト募集/2月9日</p>	秘書広報室・男女共同参画課
		<p>「さんかく条例」普及啓発用パンフレットの作成</p> <p>【内容】さんかく条例の理念や主な内容をわかりやすく紹介するパンフレットを印刷。A4版、観音折り、両面カラー印刷。</p> <p>【部数】2,500部</p>	男女共同参画課
女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等	メディアにおける女性の人権の尊重のための取組への支援	<p>「さんかく岡山」市民協働事業</p> <p>【内容/実施日/場所/対象/実績】講演会「子どもとメディア～すりこまれていませんか?暴力を～」/6月16日/京山公民館/一般市民/46人 講演会「メディアと女性～テレビと賢くつき合うには...」/日本女性会議2006しものせき参加報告会/2月3日/さんかく岡山/一般市民/60人 (男女共同参画CMプロジェクトグループ) 講義とワークショップ/8月11日、12月26日、3月24日/さんかく岡山/女子高等学校(3校)/5作品</p>	男女共同参画課
	地域の環境浄化のための啓発活動の推進	<p>岡山市青少年保護協議会への補助</p> <p>【内容】市内34中学校区の保護協議会専門部環境浄化部に、有害図書自動販売機設置の実態把握及び排除のための行動を依頼</p>	生涯学習課・青少年育成センター
	情報教育の推進	<p>機関誌「いくせい」の発行</p> <p>【内容】各地区の青少年健全育成の取組や、岡山市青少年育成センターの取組を紹介</p> <p>【実績】2,500部×9号</p>	生涯学習課・青少年育成センター
	インターネット等を利した差別事象への対応	<p>各種人権研修での情報教育</p> <p>【内容】各種人権研修の中で、具体的事例をあげつつインターネット等に配慮したインターネット等の利用を要請</p> <p>【対象】市職員、企業、市民一般</p>	指導課・人権同和教育室 人権推進室
市の作成する広報・刊行物等における性にとらわれない表現の促進	男女共同参画の視点から市の広報ガイドラインの策定、浸透	<p>『人権尊重の視点にたった「表現」のための手引』の作成</p> <p>【内容】市が発行する広報紙・冊子・リーフレット等の作成に当たって、一般的に使われている様々な表現について、とくに「人権尊重の視点」から職員が問題点に気づき、考えることを目的とする業務参考資料。</p> <p>【対象】市職員</p>	人権推進室・情報企画課 人権推進室・男女共同参画課 秘書広報室

重点目標2

施策の方向性	具体的施策	平成18年度に実施した主な施策	担当課
	市民への意識啓発	<p>「さんかく岡山」市民協働事業 【内容/実施日/場所/対象/実績】講演会「人身売買と性的搾取・売春防止法50年を経て-」/11月23日/さんかく岡山/一般市民/54人 パネル展示「人身取引と人の移動 世界と日本展inさんかく岡山」/11月23日～12月24日/さんかく岡山ギャラリー</p> <p>各種人権研修でのDV・セクハラ研修 【内容】DVやセクシュアル・ハラスメント等の女性の女性の人権問題を取り上げ、意識啓発を図る。 【対象】市職員、企業、市民一般</p> <p>人権のまちづくり塾 【目的】地域や職場などで人権啓発の担い手となる人材の育成 【内容】11月11日に女性の女性の人権についての講座を開催。塾修生が啓発冊子を作成し自らが配布。 【期間/場所】7月～12月(全6回7講座)/福祉交流プラザ旭東ほか 【対象/受講者/修了者】市民一般/46人/20人</p> <p>人権啓発カレンダーの作成配布 【内容】身近な人権課題(ジェンダーバイアスの解消)をテーマとしたカレンダーを作成配布し、人権尊重意識の普及を図る。 【作成枚数】2,000枚 【配布先】一般市民、市関係機関、研修実施企業など</p> <p>男女共同参画相談支援センター(一般相談) 【内容】専門の相談員4人が、DVやセクハラなどの性別に起因する人権侵害に関して、面接・電話相談に応じる。 【相談件数】2,474件(うちDV相談926件)</p> <p>男女共同参画相談支援センター(特別相談) 【内容】一般相談を受けた相談者の中で法律相談や心理カウンセリングが必要と認められる者を対象に、それぞれ毎月1回、弁護士や精神科医師等が相談に応じる。 【相談件数】法律相談42件、心理カウンセリング40件</p> <p>各福祉事務所への女性相談員の配置 【内容】女性相談員13人を各福祉事務所等へ配置し、女性に対する人権侵害に関する相談・支援業務を行う。 【相談件数】2,227件</p> <p>市男女共同参画相談支援センター相談員に対する研修派遣 【主な派遣先】国立女性教育会館、全国シエーターネットワーク(函館市)、配偶者からの暴力被害者支援セミナー(広島市) 【派遣回数】のべ33回</p> <p>庁外ネットワーク会議 【会議名/構成/回数】女性相談員等連絡会議/県下全域の女性相談員等/4回、女性の女性相談員等連絡会/弁護士会、県下の男女共同参画センター、女性相談所/3回、岡山地区相談業務相互支援ネットワーク会議/警察を主体とする岡山地区の各種相談機関/なし、県内女性センター連絡会議/県下の男女共同参画センター/1回、DV被害者保護支援関係機関連絡会議/福祉事務所、県警本部、女性相談所等/2回</p> <p>「DV防止カード」の作成 【内容】男女共同参画相談支援センターの「相談はっとライン」や配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口を紹介したカードを作成し、市内の関係機関や医療機関に配布。8.6cm×5.4cm、両面カラー印刷。 【枚数】20,000枚</p>	<p>男女共同参画課</p> <p>人権推進室</p> <p>人権推進室</p> <p>人権推進室</p> <p>男女共同参画課</p> <p>男女共同参画課</p> <p>こども福祉課</p> <p>男女共同参画課</p> <p>男女共同参画課</p> <p>男女共同参画課</p> <p>男女共同参画課</p>
女性に対する人権侵害を根絶するための基盤づくり	相談体制の充実		男女共同参画課
	研修の充実		男女共同参画課
	関係機関等との連携の促進		男女共同参画課
夫・パートナーからの暴力への対策の推進	「DV防止法」及び「さんかく条例」の周知促進 市独自の効果的なDV被害者の保護の実施		男女共同参画課

重点目標2

施策の方向性	具体的施策	平成18年度に実施した主な施策	担当課
夫・パートナーからの暴力への対策の推進	市独自の効果的なDV被害者の保護の実施	<p>DV防止法に基づく一時保護の受託 【目的】配偶者からの暴力被害者及びその同伴する家族を一時保護 【対象】岡山県女性相談所からの委託者 【実施件数】1件(3人)</p> <p>DV被害者の市営住宅の優遇抽選 【内容】DV防止法の保護命令の決定を受けたDV被害者については、市営住宅への入居者選考において、一般の申込者に比して当選倍率を2倍とする優遇抽選を行う。(但し、他の要件を満たしていることは必要) 【実績】8件</p> <p>DV被害者の市営住宅の目的外使用許可 【内容】緊急に保護する必要性が高いDV被害者等に、一定期間市営住宅の目的外使用の許可をする。 【実績】3件</p> <p>DV被害者サポーター養成講座 【内容】県下15市で構成する岡山県都市DV被害者サポーター養成事業実行委員会の主催で、DV被害者に直接関わって様々な支援を行うボランティアサポーターを養成する講座を開催。直接支援を行うサポーター又は間接支援を行う支援協力者として登録を呼び掛ける。 【期日/場所】10月～2月(11講座)/倉敷市 【実績】受講者数37人/修了者数26人</p>	こども福祉課 住宅課 住宅課 男女共同参画課
セクシュアル・ハラースメント防止対策の推進	<p>被害者の保護にあたる人材の養成等</p> <p>市の機関におけるセクシュアル・ハラースメント防止対策の推進</p> <p>教育の場におけるセクシュアル・ハラースメント防止対策の推進</p> <p>職場におけるセクシュアル・ハラースメント防止対策の推進</p>	<p>セクハラ相談の実施 【内容】庁内におけるセクハラの一掃を図るため、セクハラに関する相談を実施し、実態把握に努めた。 【対象】市職員 【実績】相談件数のべ3件</p> <p>各種研修等におけるセクシュアル・ハラースメント防止についての指導 【内容】校園長会・階層別研修等においてセクシュアル・ハラースメント防止について指導 【対象】教職員</p> <p>男女共同参画出前講座(再掲)</p>	人事課 学事課 男女共同参画課

重点目標3

施策の方向性		具体的施策		平成18年度に実施した主な施策		担当課
男女共同参画の視点を立った社会制度・慣行の見直し	個人のライフスタイルの選択に中立的な社会制度の検討	「男女雇用機会均等法」の周知	男女雇用機会均等法周知ポスターの掲示 改正男女雇用機会均等法の周知 ・「新男女雇用機会均等法2007年4月1日スタート!!」のポスター掲示 ・「改正男女雇用機会均等法等説明会・相談会のご案内」のちらし配布 「ポジティブアクション ファミリーフレンドリーな企業を募集します」のリーフレット配布	男女雇用機会均等法周知ポスターの掲示 改正男女雇用機会均等法の周知 ・「新男女雇用機会均等法2007年4月1日スタート!!」のポスター掲示 ・「改正男女雇用機会均等法等説明会・相談会のご案内」のちらし配布 「ポジティブアクション ファミリーフレンドリーな企業を募集します」のリーフレット配布	男女共同参画課	
雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保			公正採用選考人権啓発推進員研修会 【内容】人権の尊重された公正な採用選考により就職の機会均等の確保と雇用の促進並びに明るく働きやすい職場環境づくりを推進。「ワーク・ライフバランス」もテーマの一つとして開催。 【実施日/場所】7月14日/岡山コンベンションセンター 【対象/参加人数】事業主、公正採用選考人権啓発推進員 / 671人	公正採用選考人権啓発推進員研修会 【内容】人権の尊重された公正な採用選考により就職の機会均等の確保と雇用の促進並びに明るく働きやすい職場環境づくりを推進。「ワーク・ライフバランス」もテーマの一つとして開催。 【実施日/場所】7月14日/岡山コンベンションセンター 【対象/参加人数】事業主、公正採用選考人権啓発推進員 / 671人	こども福祉課 人権推進室	
農林水産業及び自営の商工業に従事する女性の地位の向上	農林漁業従事者、地域や関係機関・団体への意識啓発 家族経営協定締結の啓発・支援	農林漁業従事者、地域や関係機関・団体への意識啓発	「男女共同参画のつどいin岡山」の開催 【内容】JA岡山との共催で「男女共同参画のつどいin岡山」を開催し、農林漁業従事者、地域や関係機関・団体への意識啓発を図る。 【対象/開催日/場所】JA岡山関係者 / 1月10日 / JA岡山ビル7階大ホール 【実績】参加者385人	「男女共同参画のつどいin岡山」の開催 【内容】JA岡山との共催で「男女共同参画のつどいin岡山」を開催し、農林漁業従事者、地域や関係機関・団体への意識啓発を図る。 【対象/開催日/場所】JA岡山関係者 / 1月10日 / JA岡山ビル7階大ホール 【実績】参加者385人	農水畜産課	
			パンフレットの配布 【内容】岡山県が作成した家族経営協定に関するパンフレットを「男女共同参画のつどいin岡山」等で配布 【実績】配布部数約385部 【締結件数】(H19.3.31累計)58件 / (対前年比)6件増	パンフレットの配布 【内容】岡山県が作成した家族経営協定に関するパンフレットを「男女共同参画のつどいin岡山」等で配布 【実績】配布部数約385部 【締結件数】(H19.3.31累計)58件 / (対前年比)6件増	農水畜産課	
		市民意識・実態調査の定期的な実施			男女共同参画課	
統計調査等の充実	男女共同参画社会の形成に資する統計情報の収集・整備・提供	男女共同参画社会の形成に資する統計情報の収集・整備・提供	「さんかくプラン」評価指標現状値調査 【内容】「さんかくプラン」行政評価を実施するために各種サンプリング調査を実施。 【時期/対象】9～10月 / 一般市民500人 外国人200人 200事業所 200町内会 【回収率】45.8% 27.5% 80.0% 81.5%	「さんかくプラン」評価指標現状値調査 【内容】「さんかくプラン」行政評価を実施するために各種サンプリング調査を実施。 【時期/対象】9～10月 / 一般市民500人 外国人200人 200事業所 200町内会 【回収率】45.8% 27.5% 80.0% 81.5%	男女共同参画課	

重点目標4

施策の方向性	具体的施策	平成18年度に実施した主な施策	担当課
多様なライフスタイル(仕事と育児の両立を含む)に対応した子育て支援策の充実	保育サービスの整備	保育所の施設整備 【内容】施設整備を行い、定員増を図る。 【実施園数】3園	保育課
		保育所の待機児童の解消 【内容】保育所の定員増・定員の弾力化による受入児童数の拡大 【定員】(19年3月)12,767人、(対前年比)590人増(うち併分540人)	保育課
		特別保育事業の拡大 【内容】延長保育実施園の拡大、一時保育実施園の拡大、休日保育実施園の拡大 【実施園数】(19年3月) / (対前年比) 81園 / 3園増 40園 / 3園増 10園 / 増減なし	保育課
		放課後児童健全育成事業 【内容】仕事等で保護者が昼間家庭にいない小学校低学年の児童に、適切な遊びと生活の場を与える。 【クラブ数】(平成18年度末)83クラブ、(対前年比)5クラブ増	こども福祉課
		子育て広場(10力所)の開設 【内容】子育てに関する学習・交流・ふれあいの場として設置し、子育ての悩みの解消や子育て仲間づくりを図る。 【期間/場所】6月～2月/幼稚園9園、公民館1館 【対象/参加人数】乳幼児を持つ親/大人6,963人、子ども8,120人	こども福祉課
		私立幼稚園就園奨励費補助金 【内容】私立幼稚園に通園する3～5歳児の保護者で所得の状況に応じて保育料等の減免を行う私立幼稚園に対して補助金を交付する。 【実績】補助件数17件(減免対象者1,098人)	学事課
		市立幼稚園の3歳児保育の実施 【実施園数】(18年度末)15園、(対前年比)増減なし	指導課
		岡山市立幼稚園「のびのび親子広場」事業 【内容/実施日】未就園児の保育活動/毎月第3水曜日 13時30分から15時30分まで 園庭・園舎の開放/平日園児降園後から17時まで 子育て相談/毎週水曜日14時から16時まで 【実施園】公立幼稚園30園	こども企画課
		パパ・ママスクール 【内容】夫婦を対象に妊娠、出産、育児について学び、妊産婦・乳幼児の健康の保持増進及び母性・父性の確立を図る。 【対象/場所/実績】妊娠中期以降のプレママ・パパ概ね20組/保健センター/13回、532人	健康づくり課
		中学生と乳児とのふれあい体験事業 【内容】思春期の子どもが乳児と接することで、生命の尊さ、性の意味、子育ての大切さを学ぶ。 【対象/場所/実績】志望校の生徒/保健センター等/2中学校、生徒16人、乳児39人	健康づくり課・保健体育課
	1歳6か月児健康診査、三歳児健康診査 【内容】発育や発達の内容にあたる1歳6か月児・三歳児の健康診査を行い、成長の確認と疾病・障害の早期発見及び早期治療(療育)と育児支援を行う。 【場所】保健センター 【実績】1歳6か月児健診134回(うち休日健診4回)、5,612人/ 三歳児健康診査122回(うち休日健診4回)、5,604人	健康づくり課	
	育児休業等の制度の定着促進	育児・介護休業法の周知・広報 ・育児・介護休業法の各種パンフレット・リーフレット配布	こども福祉課

重点目標4

施策の方向性	具体的施策	平成18年度に実施した主な施策	担当課
<p>家庭生活と地域活動を両立するための支援</p> <p>多様な働き方を可能にする就業環境の整備</p>	<p>父親の家庭教育参加の支援・促進</p> <p>男女の地域社会活動への参画促進</p> <p>男女による地域教育力の再生</p> <p>パートタイム労働者や派遣労働者に関する関係法令等の周知</p> <p>テレワーク・SOHO・在宅勤務等を促進する情報インフラの整備</p>	<p>子育て休暇の実施 【内容】市職員の特別休暇制度（子育て休暇）により、男性の育児参加の促進を図った。 【実績】取得人数57人</p> <p>「親子手帳」及び「子育てのしおり」の作成 【内容】男性の育児参加や親子のふれあいを大切にしたい内容を盛り込んだ親子手帳(母子健康手帳)と子育てのしおりを作成。親子手帳交付時に副読本として子育てのしおりを配布。 【配布数】6,838冊</p> <p>学校支援ボランティア 【内容】地域の人材や保護者などが学校教育を支援するボランティア活動を展開する。 【実績】登録者3,224人(H19.3末)</p> <p>子ども会等青少年団体への支援 【内容】地域青少年団体活動を支援するために、補助金等を交付 子ども会育成役員の研修会を開催 子どもリーダー養成のための研修会を開催 未登録子ども会地域懇談会の開催</p> <p>「パートタイム労働法のあらし」のパンフレット配布</p> <p>市の下水道光ファイバの民間事業者への開放 ケーブルテレビエリア拡大など民間の電気通信事業者によるブロードバンドインターネット環境の拡大の働きかけ</p>	<p>人事課</p> <p>健康づくり課</p> <p>生涯学習課</p> <p>生涯学習課</p> <p>生涯学習課・公民館</p> <p>こども福祉課</p> <p>情報企画課</p>

重点目標5

施策の方向性	具体的施策	平成18年度に実施した主な施策	担当課
<p>女性の健康問題への取組についての気運の醸成 学校における性教育の充実</p> <p>リプロダクティブ・ヘルス/ライオンに関する理解の促進</p>	<p>女性の健康問題への取組についての気運の醸成 学校における性教育の充実</p> <p>性に関する学習機会の充実</p>	<p>思春期電話相談 【内容】思春期に特有の健康問題に関する相談に応じて適切な保健指導を行うことにより、健康の保持増進と性意識の健全育成を図る。 【対象/実績】思春期の子ども及びその保護者（毎火・木に専用電話で実施）/ 207件（内訳男197、女10）</p> <p>性に関する指導状況調査 【内容】体育、特別活動、総合学習、道徳、その他教科における性教育実施時間数及び指導内容を調査。 【対象/時期】全小中学校/19年3月</p> <p>岡山市保健部会研修会等で指導 【内容】「性に関する指導状況調査」の結果を報告するとともに、指導上の注意事項を説明。 【対象】教職員</p> <p>思春期保健対策モデル事業（いのちを育む教育） 【内容】外部指導者による性やいのちにかかわる授業や、乳幼児とのふれあい体験などを学校の教育活動に計画的に位置づけ、効果的に性教育（生き方教育）を行う。 【対象/場所】高松中学校3年160人/高松中学校 【期間】9月～11月</p> <p>性教育に関する研修会 【内容】岡山市学校保健研究会「自他の体や心を大切にし、豊かな人間関係をはぐむことのできる子どもの育成をめざして」のテーマでブック研究発表 【対象】小学校保健部員（校長、教頭、教諭、養護教諭）および参加希望の中学校教諭、養護教諭 【実施日/場所】2月13日/岡山ふれあいセンター</p> <p>「さんかく岡山」市民協働事業 【内容/実施日/場所/対象/参加者数】講演会『子どもがあぶない！大人にできることは何か？～「性教育」から「生きる教育」へ、「予防教育」から「希望教育」へ～』/1月28日/さんかく岡山/一般市民/81人 ワークショップ「えっ!?どうなんだらう？私のセクシュアリティ...」/12月3日/さんかく岡山/43人</p> <p>エイズ・性感染症・性教育出前講座 【内容】地域住民、学校、企業等がエイズ・性感染症（STD）・性教育に関する学習機会等を開催する場場合に、適当な専門講師や保健所職員等の派遣を行うことにより、正しい知識の普及を図り、感染のまん延を防止するとともに、無用の不安や誤解に基づく差別を解消する。 【対象/実績】各種学校・企業など/56回、16,610人</p> <p>性と性感染症に関する研修会 【内容】講演会「心と身体の主人公になるために」「大切にしたい10代の性」の開催 【対象/参加人数】各種学校の養護教諭、保健体育科教諭、一般職員/86人 【実施日/場所】5月16日/岡山ふれあいセンター</p>	<p>男女共同参画課・保健課</p> <p>健康づくり課・保健体育課</p> <p>保健体育課</p> <p>保健体育課</p> <p>健康づくり課・保健体育課</p> <p>保健体育課</p> <p>男女共同参画課</p> <p>保健課・保健体育課</p> <p>保健課・保健体育課</p> <p>健康づくり課</p>
<p>生涯を通じた女性の健康支援</p>	<p>相談体制の整備 （健康づくりの知識の普及啓発）</p>	<p>公民館、地区組織と連携した継続的・体験型の健康づくり講座やウォーキング大会 【内容】生活習慣の改善・生活習慣病の予防・健康増進（運動含む） 【対象】健康づくりに関心のある方、基本健康診査結果が要注意者であった方等 【場所/実績】各保健センター・各地区公民館等（健康づくり教室）91回/2,381人（生活習慣病予防教室）21回/389人（ウォーキング大会等）72回/2,138人</p>	<p>健康づくり課</p>

重点目標5

施策の方向性	具体的施策	平成18年度に実施した主な施策	担当課
生涯を通じた女性の健康支援	健康づくりの知識の普及啓発	<p>「さんかく岡山」市民協働事業 【内容】講演会「高齢社会を自立して生きるために～住まい・お金・健康～」 【実施日/場所】6月17日/さんかく岡山 【対象/実績】一般市民/114人</p>	男女共同参画課
女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進	HIV/エイズや性感染症に関する教育の推進と普及啓発	<p>エイズ・STD(性感染症)ホットライン 【内容】性行為によって感染する病気について電話相談を行う。 【対象/実績】一般市民/相談件数1,018件(電話・面接)</p> <p>世界エイズデーin岡山 【内容】一般市民にエイズ・HIVに関する正しい知識の普及を図り、感染予防等についての啓発を行う。 【対象/実績】一般市民/1回、不明</p>	保健課
女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進	薬物乱用防止教育の充実	<p>エイズ啓発用資料等配布 【内容】エイズに関するパンフレットの配布 【対象】児童生徒、教職員、一般市民 【実績】配布部数 不明</p> <p>薬物乱用防止キャラバンカー派遣 【内容】各学校へ出向くバスの中に薬物乱用防止のパネル等を展示して啓発 【対象/実績】市立幼・小・中・高等学校の学校保健関係教職員・児童生徒/2校、403人、研修会1回、97人</p>	保健課・保健体育課
女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進	薬物乱用防止教育の充実	<p>薬物乱用防止教室の開催 【内容】中学校で薬物乱用防止教室を行い、パネル展示、啓発資料を配布 【対象者】生徒、教職員</p> <p>薬物乱用防止教育に関する研修 【内容】岡山市小・中養護教諭研修会にてワークショップ「小学校・中学校における飲酒、喫煙、薬物乱用防止教育」 【対象】小・中学校養護教諭、学校薬剤師の代表 【実施日/場所/参加人数】8月24日/岡山ふれあいセンター/101人</p>	保健体育課・生活衛生課
			保健体育課

重点目標6

施策の方向性	具体的施策	平成18年度に実施した主な施策	担当課
市の審議会等の委員への女性の参画の促進	女性委員の参画状況の定期的な把握と目標の早期達成	審議会等の設置並びに運営状況の調査の実施 【内容】全庁的な審議会等（附属機関）の実態把握 【調査時期】5月 【調査結果】女性比率34.5% 審議会等における積極的改善措置 【内容】男女共同参画専門委員会において、男女いずれの委員も40%以上となることを満たすことができず審議会の委員選任について審査を行う。 【審査件数】11件	行政改革推進室・総合政策課・男女共同参画課 男女共同参画課
女性の市職員の採用・登用等の促進	女性の市職員等の登用の促進	協議会等の設置並びに運営状況の調査の実施 【内容】全庁的な協議会等の実態把握 【調査時期】5月 【調査結果】女性比率17.7%	行政改革推進室・総合政策課・男女共同参画課
企業、教育機関、その他の各種機関・団体等における女性の能力発揮のための取組の促進	女性の市職員の登用の促進 社会的気運の醸成	女性職員の登用 【内容】能力・実績主義の採用により、性別にかかわらず職員一人ひとりの能力・実績に応じた登用を行った。 【実績】女性管理職の割合6.1%(H19.4.1現在) 男女共同参画出前講座 【内容】学校、地域、企業等への出前講座を実施 【回数】43回 【参加人数】のべ約2,100人	人事課 男女共同参画課
	企業や各種団体における女性の能力発揮のための積極的取組(ポジティブ・アクション)への働きかけ	事業者表彰 【内容】雇用の分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する取組を積極的に進める事業者を表彰 【表彰】2事業所 / 「さんかくワイーク2006」のメインイベントにおいて表彰式を実施 男女雇用機会均等月間ポスターの掲示 改正男女雇用機会均等法の周知 ・「新男女雇用機会均等法2007年4月1日スタート!!」のポスター掲示 ・「改正男女雇用機会均等法等説明会・相談会のご案内」のちらし配布 「ポジティブアクション フェアミリーフレンドリーな企業を募集します」のリーフレット配布(再掲)	男女共同参画課 こども福祉課
農林水産業及び自営の商工業における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	農山漁村における女性の参画目標の策定 女性の能力開発と適正な評価	岡山市農林水産女性部協議会 【内容】農林水産業に携わる女性の地位向上と社会参加の促進をめざし、地域の発展に寄与することを目的に設置された協議会の視察研修を実施。 【実施日/視察先】7月6日/愛媛県伊予市 【実績】参加者88人 岡山市農林水産女性部協議会 【内容】岡山市女性農業者が地域発展のリーダーとして、本市農業の発展及び農村生活の向上に寄与する目的で設置した連絡協議会の先進地視察研修を実施。 【実施日/視察先】2月15日～16日/山口県岩国市、広島県東広島市 【実績】参加者19人	農水畜産課・農業委員会 農水畜産課 農水畜産課

重点目標6

施策の方向性		具体的施策		平成18年度に実施した主な施策		担当課
農林水産業及び 自営の商工業に おける政策・方 針決定過程への 女性の参画の拡 大	農業委員等への女性の 登用の促進 自営の商工業における 女性の支援 (創業支援)	農業者等への女性の 登用の促進 自営の商工業における 女性の支援 (創業支援)	農業者等への女性の 登用の促進 自営の商工業における 女性の支援 (創業支援)	岡山市起業家塾 【内容】地域経済の活性化を図るため、起業家を育成する。 【対象/実績/場所】岡山市在住の開業希望者/参加人数16人(うち女性6人)/岡山ふれあいセンター他 【期間/回数】9月10日～11月19日/6回	農業委員会 地域産業課	
政策・方針決定 過程への女性の 参画に関する調 査の実施及び情 報の提供	女性の政策・方針決定 過程への参画状況に関 する定期的な調査の実 施	女性の政策・方針決定 過程への参画状況に関 する定期的な調査の実 施	「さんかくプラン」評価指標現状調査(再掲) 【内容】女性のPTA会長の割合(指標B)、市の審議会の女性委員の割合(指標P)、市の女性管理職の割合(指標Q)、町内会の女性 役員の割合(指標R)の平成18年度現状値を調査	男女共同参画課		
女性の人材養成 と情報の提供	女性リーダーの養成 女性の人材に関する データベースの充実	女性リーダーの養成 女性の人材に関する データベースの充実	さんかくカレッジ(再掲) 【内容】男女共同参画社会の実現のために地域・家庭・職場・社会で活躍できる人材を育成 【コース】基礎コース(2公民館、各12講座) 専門コース 専門基礎講座(年間3日、9講座) 専門応用講座(年間3日、4 講座) ワンコイン講座(コース生以外でも希望の講座を受講可能) 【実績】基礎コース131人受講 専門コース 23人受講 6人修了 のべ11人受講	男女共同参画課		
					男女共同参画課	

重点目標7

施策の方向性	具体的施策	平成18年度に実施した主な施策	担当課
男女平等に対する世界の取組についての理解と国際協力・交流の促進	国際規範・基準の浸透及び国際的な取組等についての情報提供	<p>国際交流ふれあい講演会の開催 【目的】日本人市民と外国人市民がお互いを理解し、市民レベルからの国際交流を促進するために、市内で国際交流に活躍されている方を講師に招き講演会を開催。 【期間/場所】4月～3月(年10回)/友好交流サロン 【対象/参加資格】日本人市民、外国人市民/604人</p> <p>「さんかく岡山」市民協働事業 【内容】講演会「日本と中国の子育てについて～中国からみた日本の3歳児神話～」 【実施日/場所】6月24日/さんかく岡山 【対象/参加者数】一般市民/42人</p> <p>「さんかく岡山」市民協働事業 【内容】(移住女性問題啓発グループ)講演会「岡山でと暮らす外国女性の現状」の開催と情報交換会を行う。 【実施日/場所/参加人数】3月25日/さんかく岡山/82人</p>	国際課 男女共同参画課 男女共同参画課 男女共同参画課
岡山市に暮らす外国人への支援	男女平等における国際協力・交流の気運の醸成 外国人のための相談・情報提供の充実	<p>外国人相談者への対応 【内容】男女共同参画相談支援センターにおいて外国人相談者に対応するため、国際交流員との連携体制を強化</p> <p>友好交流サロンの運営 【内容】様々な地域国際化事業を行うとともに、外国人への生活情報の提供を行う。また、外国人市民と日本人市民との交流の場とする。 【実績】日本語教室(開催回数)126回(参加人数)4,813人 外国人向け情報紙「あくら」作成 5ヶ国語(発行回数)4回(発行部数)3,450部 インターネットによる情報提供等</p>	国際課
	外国人の意見が反映される市政運営	<p>岡山市外国人市民会議の開催 【内容】外国人市民の意見や要望を市政に反映させ、市民間の相互理解を深め、多文化共生社会を実現するために、委員を選任し外国人市民会議を開催する。委員数8名 【実績】第5回～第10回会議を開催、オープン会議・交流会の実施、行政視察の実施、提言書の取りまとめ</p>	国際課

重点目標8

施策の方向性		具体的施策	平成18年度に実施した主な施策	担当課
市民参加による施策の一層の推進	男女共同参画推進週間の実施	男女共同参画推進週間の実施	男女共同参画推進週間「さんかくウィーク」(6月21日～27日) 【内容】「さんかく条例」の規定に基づき、市民及び事業者と協働して全市的に各種行事等を実施。 【実績】総行事数41行事 / 総参加者数のべ2,406人	男女共同参画課
	市民協働の活動拠点としての場と情報の提供	市民協働の活動拠点としての場と情報の提供	男女共同参画推進週間「さんかくウィーク」公民館行事 【内容】地域において男女共同参画の普及を図るため、地区公民館で「さんかくウィーク」参加行事を実施 【実績】34公民館 / 34行事 / 1,234人	公民館・男女共同参画課
全市的な推進組織としての「さんかく岡山」の機能の育成、充実	市民協働の活動拠点としての場と情報の提供	市民協働の活動拠点としての場と情報の提供	「さんかく岡山」市民協働事業(市民企画事業) 【内容】男女共同参画社会の形成の促進に係る事業に関する企画案を「さんかく岡山」登録団体から募集し、その趣旨・目的並びに効果、実現可能性等を勘案して審査し、市が事業費の一部又は全部を拠出して市民協働で実施する。 【事業数 / 参加人数】13事業 / 998人	男女共同参画課
			市民協働事業(岡山市企画事業) 【内容】男女共同参画社会の形成の促進に係る研究事業を「岡山市」が企画提案し、「さんかく岡山」登録団体等に参加を呼び掛け協働で実施する。 【実績】さんかくプラン策定ワーキンググループ(7人) 「さんかく岡山」運営研究グループ(7団体) 移住女性問題啓発グループ(5団体と3人) 男女共同参画CMプロジェクトグループ(3女子高等学校)	男女共同参画課
			情報誌「さんかく岡山」の発行 【内容】「さんかく岡山」の利用促進を目的に、実施行事などの情報提供を行う。A4・4頁。 【発行回数 / 部数】年4回(6月、9月、12月、3月) / 各2,500部	男女共同参画課
			市広報紙・市政テレビ・市政ラジオ等による広報(再掲)	秘書広報室・男女共同参画課
全市的な広がりを持った広報・啓発活動の展開	多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進 多様な団体等の連携による広報・啓発活動の推進	多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進 多様な団体等の連携による広報・啓発活動の推進	男女共同参画推進週間 【内容】「さんかく条例」の規定に基づき、市民及び事業者と協働して全市的に各種行事等を実施。 【実績】総行事数41行事 / 総参加者数のべ2,406人	男女共同参画課

参 考 資 料

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例	P36
岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する 基本計画「新さんかくプラン」のあらまし	P40

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例

平成13年6月27日
岡山市条例第34号

目次

前文

第1章 総則(第1条 - 第8条)

第2章 男女共同参画社会の形成を促進するための基本的施策(第9条 - 第20条)

第3章 男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消(第21条 - 第27条)

第4章 推進体制(第28条・第29条)

第5章 補則(第30条)

附則

我が岡山市は、古くから、瀬戸内の温暖な気候と多様で豊かな自然に加え、多くの先人たちの活躍により、伸びやかで晴れ晴れとした風情と多彩な芸術文化を育み、先駆的な教育を実践してきた。

先人たちの軌跡をたどれば、性別にとらわれず自立した生き方を提唱する者、性別を超えて新たな活躍の場を求めて果敢に挑戦する者など、それぞれの時代を切り開いた男女の輝かしい足跡が今によみがえる。

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきたが、固定的な性別役割分担意識に基づく慣行等は依然根強く、配偶者からの暴力が社会問題化するなど、真の男女平等の達成には未だ多くの課題が残されている。

新たな千年紀を迎え、社会経済情勢の急激な変化に対応し、持続的発展が可能な岡山市を創造するには、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる男女共同参画社会の形成を進めることにより、個人の個性と能力が十分に発揮される必要がある。

ここに、私たち岡山市民は、性別にかかわらず一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」を創造するため、先人たちの功績に恥じぬよう、市、市民及び事業者が協働して男女共同参画社会を早期に実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念並びに市、市民、事業者及び教育の責務を明らかにし、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」を創ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会 男女が社会の対等な構成員として、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担うべき社会をいう。

(2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、ともに自分らしく輝くことができることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画社会の形成は、性別による固定的な役割分担によらず、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保され、自己の意思と責任により多様な生き方が選択できることを旨として、行われなければならない。

3 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協働と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護などの家庭生活における活動とその他の活動とを両立できることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画社会の形成は、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画社会の形成は、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について自らの決定が尊重されること及び生涯を通じた健康に配慮されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画社会の形成は、国際的な取組と協調、連携して行われなければならない。

7 男女共同参画社会の形成は、市、市民及び事業者が自らの責任を自覚し、教育を含むあらゆる場において主体的にその役割を果たすとともに、相互の創意工夫によって互いに協働して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市の重点施策として男女共同参画社会の形成の促進に関する総合的な施策(積極的改善措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消を含む。)を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、国、県と連携を図り、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るとともに、市民、事業者と協働して、男女共同参画社会の形成を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画社会について理解を深め、社会のあらゆる分野において相互に協力して、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保及び職場における活動と家庭における活動その他の活動との両立に配慮し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(教育の責務)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性にかんがみ、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 男女は、次代を担う子どもたちの教育に関し、家庭及び地域から、ともに積極的に参画するよう努めなければならない。

(男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 家庭、職場、学校、地域等あらゆる場における性別による差別的取扱い

(2) 家庭、職場、学校、地域等あらゆる場において性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は当該言動に対する相手方の対応により相手方に不利益を与える行為

(3) 家庭内等における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)への身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為その他の心身に有害な影響を及ぼす言動

第2章 男女共同参画社会の形成を促進するための基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。

4 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ岡山市総合政策審議会条例(平成12年市条例第5号)第5条第2項の規定による専門委員会(以下「男女共同参画専門委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

5 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて基本計画の見直しを図るものとする。

7 第3項から第5項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査研究)

第10条 市は、男女共同参画社会の形成を阻害している要因の調査分析及びその解消のための方策の研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

2 市長は、調査の結果及び研究の成果を公表するものとする。

(普及啓発)

第11条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する理解を促進するために必要な普及広報活動を行うものとする。

2 市は、第8条各号に掲げる行為の防止に関する啓発に努めるものとする。

(年次報告)

第12条 市長は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について年次報告を作成し、これを公表するものとする。

(学校教育及び社会教育の推進)

第13条 市は、学校教育及び社会教育(職場における学習を含む。)において、男女共同参画社会の形成に関する教育及び学習の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(民間活動の支援)

第14条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する自主的な取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(家庭生活等と職業生活の両立支援)

第15条 市は、男女がともに家庭生活及び地域生活と、職業生活とを両立することができるように、子の養育及び家族の介護等において必要な支援を行うものとする。

(事業者の表彰)

第16条 市は、雇用の分野における男女共同参画社会の形成に関する取組の普及を図るため、当該取組を積極的に行う事業者の表彰を行うものとする。

2 市長は、前項に掲げる表彰を行ったときは、事業者の取組を公表するものとする。

(男女共同参画推進週間)

第17条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する理解並びに男女共同参画社会の形成に関する取組を推進するため、男女共同参画推進週間を6月に設ける。

2 市は、男女共同参画推進週間において、市民及び事業者の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を実施するものとする。

(市民に表示される情報に関する措置)

第18条 市は、広く市民に表示される情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長する表現並びに過度の性的な表現が行われぬよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(審議会等における積極的改善措置)

第19条 市長その他の執行機関は、附属機関として設置する審議会等の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう選任しなければならない。

2 前項の規定は、男女共同参画専門委員会が、やむを得ない事情があると認めるときは、適用しない。

3 前2項の規定は、委員の任期の中途において委員の数に変動が生じる場合について準用する。

(苦情の処理)

第20条 市民及び事業者は、市が実施する施策であって男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に関し苦情があるときは、規則で定める手続により、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、適切に処理するものとする。

3 市長は、前項の苦情の処理に当たっては、男女共同参画専門委員会の意見を聴かななければならない。

第3章 男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消

(男女共同参画相談支援センター)

第21条 市は、男女共同参画相談支援センター(以下「市相談支援センター」という。)を岡山市男女共同参画社会推進センター(以下「さんかく岡山」という。)内に設置する。

2 市相談支援センターは、第8条各号に掲げる行為を受けた者の相談に応じ、情報の提供その他の支援を行うものとする。

3 市相談支援センターは、次に掲げる機関と連携を図りながら協力するものとする。

(1) 岡山市福祉事務所設置条例(昭和56年市条例第27号)に基づく福祉事務所

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき岡山県が設置する配偶者暴力相談支援センター(以下「県相談支援センター」という。)

(3) 警察、弁護士会、医療機関その他の関係機関

(女性相談員による相談等)

第22条 市長が委嘱した女性相談員(売春防止法(昭和31年法律第118号)第35条第2項の規定に基づき市長が委嘱する婦人相談員をいう。以下同じ。)は、市相談支援センターと連携を図りながら、第8条各号に掲げる行為を受けた者の相談に応じ、必要な指導を行うものとする。

(被害者の緊急一時保護)

第23条 市は、配偶者からの第8条第3号に掲げる行為(以下「配偶者からの暴力」という。)を受けた者(配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがある者を含む。以下「被害者」という。)からの申出により、被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族をいう。)の緊急一時保護を行うものとする。

2 前項に規定する緊急一時保護を行う期間は、被害者が当該申出を行った時から、法に基づく一時保護が開始されるまでの間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事由に該当するときは、緊急一時保護を行わない。

(1) 当該緊急一時保護の申出の理由となった配偶者からの暴力と同一の事実を理由とする法第10条各号に掲げる事項に係る保護命令の申立てについての決定により、当該緊急一時保護の必要性を欠くことが明らかなきとき。

(2) 法に基づく一時保護が行われぬとき、正当な理由なくして法に基づく一時保護の申出が行われぬと

きその他の緊急一時保護を行うことが適当でない認められるとき。

- 4 市は、偽りその他不正の手段により第1項に規定する緊急一時保護を受けた者に対して、当該緊急一時保護に要した費用の返還を求めることができる。

(被害者の保護及び自立支援)

第24条 市は、法第10条第1号に掲げる事項に係る保護命令の決定を受けた被害者(市内に住所を有する者に限る。以下この条において同じ。)からの申出により、当該保護命令が効力を有する間、被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族をいう。)に対して、市の施設において、法第5条に規定する保護に準ずる保護を行うことができる。

- 2 前項の場合において、市は、被害者が自立して生活することを支援するため、各種制度の利用のあっ旋、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。
- 3 前2項の規定は、法第18条第1項の保護命令の再度の申立てを行った場合について準用する。

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第25条 配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、法第6条第1項の規定により、その旨を県相談支援センター又は警察官に通報するよう努めるほか、市相談支援センター又は女性相談員に通報することができる。

- 2 市相談支援センター及び女性相談員は、被害者に関する通報又は相談を受けたときは、必要に応じ、被害者に対し、市又は県相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。
- 3 前2項の場合において、市相談支援センター及び女性相談員は、法第6条第1項の規定により、被害者の意思を尊重しつつ、県相談支援センター又は警察官に通報するものとする。

(職務関係者の義務等)

第26条 市が実施する被害者の保護、相談等に職務上関係のある者(市の依頼によりその業務の一部を行う者を含む。以下「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の人権を尊重するとともに、その安全の確保に十分な配慮をしなければならない。

- 2 職務関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 3 市は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(暴力の防止及び被害者の保護の促進)

第27条 市は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進を図るものとする。

- 2 市は、被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上を図るものとする。
- 3 市は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うものとする。

第4章 推進体制

(推進体制の整備)

第28条 市は、市、市民及び事業者が互いに協働して男女共同参画社会の形成の効果的な促進を図るため、市、市民及び事業者が参加する全市的な推進組織として、さんかく岡山の機能の育成、充実を図るものとする。

- 2 市は、さんかく岡山を拠点に、市の施設相互間の連携体制の整備に努めるものとする。
- 3 市は、関係部局相互の連携により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を円滑かつ総合的に企画し、調整し、及び実施するため、市長を長とする推進体制を整備するものとする。

(男女共同参画専門委員会)

第29条 市長は、第9条第4項及び第20条第3項に規定するもののほか、男女共同参画社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策に関する事項について、男女共同参画専門委員会の意見を聴くことができる。

- 2 男女共同参画専門委員会は、関係者に対し資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に対し是正その他の措置をとるよう勧告等を行うことができる。

第5章 補則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第19条及び第21条から第26条までの規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第19条第3項の規定は、平成14年4月1日前から引き続く任期の中途においては適用しない。
- 3 平成14年3月31日までの間は、第9条第4項の規定中「第5条第2項の規定による専門委員会」とあるのは、「第5条第1項の規定による部会」とする。

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する 基本計画「新さんかくプラン」のあらまし

1 策定の経緯

岡山市は、平成13年6月に、性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」の創造を目的とする「さんかく条例（岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例）」を制定しました。

このさんかく条例の規定に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成14年3月に、「さんかくプラン（岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画）」を策定し、平成14年度から平成18年度までの5年間、市民と協働しながら、男女共同参画の推進を図り、一定の成果を上げてきました。

しかし、平成17年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」では、意識の点で男女共同参画についての理解は進みつつあるものの、家庭での役割は女性の負担が大きいなど、男女共同参画が十分浸透しているとは言い難い状況が浮き彫りになりました。

こうしたことから、男女共同参画推進のさらなる取組が必要と考えます。加えて、男女共同参画社会実現に向けた広範な取組は、社会問題となっている少子高齢化への対応の面からも有効であると考えます。

このような考えのもと、平成18年度をもってさんかくプランの計画期間が満了するのを受けて、このたび「新さんかくプラン」を策定しました。

2 検討経過

- (1)岡山市男女共同参画専門委員会での審議（6回）
- (2)新さんかくプラン策定ワーキンググループ会議（19回）
- (3)パブリック・コメントの実施（期間：平成18年12月25日～平成19年1月22日）
- (4)公聴会の開催（さんかく岡山、西大寺ふれあいセンター、西ふれあいセンター）

3 計画の基本的な考え方

(1)計画の目的及び基本目標

性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」（＝男女共同参画社会）の実現を目的とし、

性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重される明るいまちの実現

性別にかかわらず、多様な生き方を認め合えるあたたかいまちの実現

性別にかかわらず、多様な意見が生かされる元気なまちの実現

を基本目標とします。

(2)基本理念

さんかく条例で規定した7つの基本理念を本計画の基本理念とします。

(3)計画の位置付け及び期間

男女共同参画社会基本法第14条第3項及びさんかく条例第9条に規定する基本的な計画として位置付けます。本計画の期間は、平成19年度から平成23年度までの5カ年とします。

4 新さんかくプランでの取組

(1)重点的な取組

これまでの本市の男女共同参画の取組と課題をふまえて、

男女平等に関する教育や学習の推進

女性に対する人権侵害をなくすための環境づくり

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しへの働きかけ

多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実

について重点的に取り組みます。これらの取組を通じて、DVやセクハラなどの性別に起因する人権侵害が起こらず、男女の平等感が高いまちの実現を目指します。

このためには、市の取組だけでなく、市民・事業者のみなさんが自らのこととして取り組んでいただくこと（協働）が大切ですので、家庭・地域・職場のあらゆる場面で男女共同参画が進んでいく手がかかりとなるような取組を具体的に掲げ、市民・事業者のみなさんにひとつでも多く取り組んでいただくことを通じて、男女共同参画社会を実現していくことに重点を置いています。

(2)プランの効き目を測る

市民・事業者・市の行うさまざまな男女共同参画の取組が、市民生活の中にどのように浸透し、成果として現れたかを見るための指標（成果指標）を設定します。

また、市の取組については、重点目標ごとに数値目標を設定し、その達成度合の進行管理を行います。

この数値目標と成果指標をもとに、毎年評価を行い、その結果を公表します。

(3)推進体制

審議会

男女共同参画専門委員会

基本計画の策定や苦情の処理に関する事項等について調査審議するほか、審議会等の男女いずれの委員も4割以上とする「さんかく条例」の規定の適用除外について審査を行います。委員の定数は10人で、3人以内で公募委員を募集します。

さんかく岡山運営委員会

「さんかく岡山」の運営に関する審議を行います。委員の定数は8人以内で、学識経験者以外に「さんかく岡山」の利用者の内から委員を委嘱し、「さんかく岡山」の運営に利用者の視点を反映させます。

男女共同参画推進本部

市では、男女共同参画施策を総合的に進めるための庁内推進組織として男女共同参画推進本部を置いています。推進本部は、市長を本部長として、局長級の職員で構成しており、関係の課長級職員からなる幹事会を設けています。